

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号)

(令第十七条第四号 に規定する厚生労働省令で定める者)

第二十七条 令第十七条第四号 に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号 から第三号 までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば保護（生活保護法第二条 に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であって、同条第四号 に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。